

「福生よいとこ議会基本条例（原案）」等に関するご意見

市民意見

実施期間 令和8年7月28日（火）から令和8年8月10日（月）

提出人数 2名 25件

提出方法 Logoフォーム 1名 持参 1名

No.	市民意見の概要	意見に対する議会の考え方
1	前文 「二つの酒蔵」について、将来、数が変更になった場合、条例改正が必要になるため、「酒蔵の数」まで条例に記載する必要はないと思います。	両酒蔵は、160年以上また200年以上の歴史を有し、現状の酒造数が大きく変動する可能性は低いと判断しています。このため、現時点では二つと記載していますが、将来、酒造数に変動が生じた場合には、必要に応じて条例の改正を行います。
2	第9条 「政策立案に反映」 何を反映させるか不明確なため「その結果を政策立案に反映」と、「その結果」を加筆するべき。	議会報告会で出される意見は多様であり、相互に矛盾する意見、法令上対応できない意見、財政的に困難な意見などあります。議会報告会等でいただいたご意見は、すべてが政策立案等に直結するものではないため、このような記載としました。
3	第14条 「・・・するに当たり」及び第19条 「・・・に当たっては」をひらがな表記とするべき。	公的文書・条例・規則では漢字を用いるのが一般的ですので、このような記載としました。
4	第22条「・・・必要があると認めるときは」を「・・・必要があると認めるときに」とするべき。（文脈整理）	法令文では「ときは」が一般的で、地方自治法・行政手続法・多くの条例で、「～するときは、～するものとする」という構文を用いていますので、参考としています。
5	『「福生よいとこ議会基本条例（原案）」（以下本条例と記します）等に関するご意見（パブリックコメント）を募集』に関して、パブリックコメントを実施する根拠について教えてください。	議会基本条例に法定のパブリックコメント義務はありませんが、「議会の自律性・透明性・住民参加の拡充」など、開かれた議会として、議会基本条例の理念に沿うものとして、パブリックコメントを実施しました。
6	条例の名称について、「議会基本条例の正式名称は、一般的に「[自治体名]議会基本条例」のように、自治体の名称に「議会基本条例」を続けた形が使われます。本条例のように自治体名が入らない名称について理由を教えてください。	一般的には自治体名を冠した「〇〇市議会基本条例」という名称が多いのですが、本条例では、前文に掲げた「福が生まれる 夢が湧く」のように、まちへの誇りや愛着を象徴する民謡『福生よいとこ』の精神を重視し、議会としてその思いを体現する姿勢を示すため、「福生よいとこ議会基本条例」と命名したものです。この名称には、議会が地域の歴史や文化を尊重し、市民とともにまちへの誇りを育みながら未来を創っていくという理念を込めております。
7	市長と議会において、地方自治体は二元代表制であることから市長及び執行機関と議会は同等との考えがあります。現在、東京都の自治体で議会基本条例を定めているのは18、自治基本条例（名前は別でも）を定めているのは15あります。福生市議会として議会基本条例を定めるにあたって市長部局の自治基本条例制定を提案しなかったのですか。	議会と執行機関の役割分担を明確化できるという点からは、議会基本条例と自治基本条例を同時に制定する意義は大きいものと思います。市議会は二元代表制の下で、権力分立を確保する観点から、議会運営の自律性が重要です。このため、議会としての立ち位置を明確にし、議員活動の基本的な考え方を明文化することを優先して取り組みました。 自治基本条例の重要性は十分に認識しているものの、現時点では提案には至りませんでした。今後、議会基本条例の運用状況を踏まえ、必要性が認められる場合には検討し、適切に提案してまいります。

No.	市民意見の概要	意見に対する議会の考え方
8	開かれた議会を目指すのであれば、条例を制定する経過を市民へ説明されると良かったと思います。条例制定の素案を作成する過程において、市民と意見交換を行うことは考えなかったのですか。	議会基本条例の制定に当たりましては、条文内容について委員から多様な意見が寄せられ、制定前に市民の皆様と直接意見交換を行うことも大事であると認識していますが、本条例案は、市民の代表である議員が、基本条例に関する研修を受け、慎重かつ丁寧に議論を重ねた上で取りまとめました。このため、今回は広くご意見をいただく方法としてパブリックコメントを実施し、いただいたご意見を踏まえつつ、条例の制定に向けて作業を進めてまいります。
9	本条例では市長等に反問権を与えています。市長は立場上反問権を行使しにくいと思いますが、執行部からは質問の主旨を明らかにするために行使できれば質問の理解が進むため、再質問、再々質問に対して反問されることが予想されます。反問されるということは議員側の調査不足か勘違いが原因と考えられますので反問権に関しては賛成です。	反問権は「議員の質問の質」を高める制度ともとらえることができ、「質問の事実関係を正確に把握する」「法令・制度の根拠を明確にする」「論理構成を整理する」など、議員の質問の質が向上すると考えます。ひいては、議員の「チェック機能の強化」につながると同時に、レベルアップになると判断し、明文化しました。
10	議会基本条例に盛り込まれるべき内容について、3項目を義務規定であると報告しています。 ①議会報告会の開催による市民との意見交換 ②市民の政策提言と位置付けた請願、陳情の提出者による意見陳述 ③議員間の自由討議 福生市議会の基本条例には3項目が含まれ、議会改革も進んでいるという印象です。	貴重なご意見ありがとうございます。
11	議会報告会等を開催し市民の意見を聞いて政策立案に役立てる点は、特に期待します。条例制定後、議員が変わっても、市議会としての考えが継続されるように期待しています。	貴重なご意見ありがとうございます。
12	「です・ます調」を使ったのは好ましいと思います。議会及び市民を対象とする条例であることをアピールしていると思っています。他の条例と同様に、固い文章にならないよう祈っています。	貴重なご意見ありがとうございます。
13	第1条 解説に「市長」という文言を入れ、「それぞれの役割を果たすことを基本とし、その基本事項を定めることにより」と規定していますが、あくまでこの条例は議会に関して定める、とした方がよいのではないのでしょうか。	議会基本条例は、議会の活動原則だけでなく、市民や市長等との関係性を整理し、議会の立ち位置を明確にするための条例です。「その基本事項を定めることにより」とは、議会基本条例において、議会としての基本事項を定めることを意味しています。
14	第2条（理念と位置付け）と題されているが、条文は「議会における最高規範とする」だけである。これで理念を表しているといえるでしょうか。	「最高規範とする」との規定は、議会基本条例が議会運営の根本となる価値や方向性を示すものであることを明確にするための表現です。理念とは、議会が何を大切にし、どのような姿勢で市政に向き合うかを示す根本的な考え方であり、最高規範として位置づけることにより、議会の基本的な理念を明確に表現したものと考えています。

No.	市民意見の概要	意見に対する議会の考え方
15	第3条 どの項目も具体性に欠けているように感じます。 (1) 透明性、公平性及び公正性を確保すること。は理念ではないでしょうか。 (4) 市民の意見を市政に反映させるよう努めること。「努める」の意味は。	(1) 透明性、公平性及び公正性の確保は、行政の信頼性を支える重要な価値であり、議会活動においても不可欠な基本原則と位置づけております。理念としての性格を有する側面もありますが、本条例では、議会が日々の活動を進めるうえで遵守すべき具体的な行動原則として明確に示すことが適切であると考え、この条項に位置づけています。 (4) 市民のご意見には、賛成・反対を含め多様な考え方があり、すべてをそのまま政策に反映することは難しい場合があります。そのため、「反映させるよう努める」との表現とし、いただいたご意見を尊重しながら、市政運営の参考として活かしていく姿勢を示しています。
16	第5条 「会派」という言葉は法律な定めはなく、政務調査費（政務活動費）を支給する単位として使われています。条文では「同一の理念を共有する議員で構成して」とあるので二人以上でないと会派とは呼べないのではないのでしょうか。当市議会では一人会派も認められているが、発言はできるが議決には加われないと認識しています。明記してはいかがでしょうか。	会派の扱いについては、これまでの議会運営の状況を踏まえ、「一人会派」の在り方も含め、今後も引き続き検討を要するものと認識しております。そのため、条例においては詳細な規定を改めて設けることはせず、必要な事項のみに限定して記載することとしました。
17	第6条 「シビックプライド」という言葉は浸透されていますか。 市民と積極的に交流する目的、手段は他にもあると思われます。この条項を設定する意味が弱いと感じます。	「シビックプライド」は、議員が自らこのまちを大切に思い、地域の一員として積極的にまちづくりに関わる姿勢を示す言葉です。一般的な使用状況には幅がありますが、議会としては、この理念を重視し、まちへの誇りと愛着を持って行動する姿勢を表すために用いています。
18	第8条 条文の問題ではないが、議事日程の公開と同時に議案書を公開していただけないでしょうか。（議案の題名だけではわからないところもあります。）また、一般質問も項目だけでなく、質問の趣旨もわかりやすく公開をお願いします。	議案書の公開方法につきましては、法令との整合性、議会運営への影響、市民の閲覧のしやすさ、並びに公開手法の技術等、多角的な視点から検討を進める必要があると認識しています。 これらを踏まえ、公開の範囲、時期、形式等について、今後さらに検討を進めてまいります。
19	第9条 「議会報告会等」とあるが、解説では「議会報告会や課題懇談会等」とある。まずは議会報告会に限定してはどうでしょうか。 また、議会報告会の開催について、少なくとも年に1回とか表示すべきだと思います。	議会報告会が中心的な取組であるとの認識は共有していますが、活動のサイクルが進むにつれ、議会報告会で得られた課題が課題懇談会につながる場合も想定されるため、解説に課題懇談会を記載しています。 議会報告会の回数については、多様な意見がある中で、条例本文に回数を明記することは見送りました。回数の明記については、「第22条の見直し」の中で、検討してまいります。
20	第10条 第2項で、請願者や陳情者から意見を聴く機会を設ける機会について、「請願者。または陳情者から発言の申し出があったときは、特別な事由がない限りこれを拒まない。」のようにするのは難しいですか。	請願や陳情においては、請願者及び陳情者の立場や背景が多様であり、発言の申出があった場合に一律に全て発言の機会を設けることは、議事運営に支障を生じさせるおそれがあります。そのため、請願及び陳情の内容が文書だけでは十分に理解できない場合に限り、内容確認のための意見を聴く機会を設けることとしました。議事を円滑に進めることと、請願・陳情の内容を正確に把握することの双方を確保するため、このような表現としました。
21	第4章 タイトル 第1で、「市長及び市の執行機関（以下「市長等」という。）」と定義してある「市長等執行機関と」となっている理由は。	第1条中で、「市長及び市の執行機関（以下「市長等」という。）」と定義していますので、第4章のタイトルを「市長等と議会との関係」に改めます。これに伴い目次も改めます。

No.	市民意見の概要	意見に対する議会の考え方
22	第16条 政策立案、反問等に対し議会として、専門知識はますます必要となってくるため、一般職の職員では対応が難しいと思われます。民間人の非常勤職員という形でも配備していただくよう市長と調整していただきたい。	政策立案や反問権への対応には専門性が求められるとのご意見は理解しております。また、一般職の職員では対応が難しい場合に、民間の非常勤職員を配置する案についても趣旨は理解します。 一方で、職員の配置は市長の人事権に属する事項であり、併せて予算措置も必要となることから、議会としては本ご意見を参考とさせていただきます。
23	第20条 第1項の議員定数に関し、議会基本条例が制定された際には、福生市議会議員定数条例は廃止し、当条例で定めることはできないのでしょうか。	議員定数は、地方自治法第91条に基づき独立した条例事項として規定すべきものであり、議会基本条例が対象とする議会運営の理念・原則とは、法的性質や目的が異なる体系に属することから、このような記載としました。
24	第22条 見直しの時期について、「一般選挙後その任期中速やかに」とうたっているが、「一般選挙後速やかに」としてはどうでしょうか。条項には「見直し」となっているが、具体的には条例の改定なのではないでしょうか。	改選後の議員構成が変わり、新任議員が条例の運用状況を十分に把握できていない場合もあるため、まずは一定期間運用し、その結果を踏まえて必要な改正を行うことが適切と考え、「一般選挙後その任期中速やかに」としました。また、条例の内容が現状に適合しているかを検証し、必要に応じて改正・廃止・再構成など幅広い対応を行うことから、これらを包括する概念として「見直し」という表現を用いています。
25	第23条 （委任）を定めている議会は少ないですが、敢えて定めた理由は？ 解説にある「議会運営の自律性に基づき」の意味について、また、「この条例の施行において実務上の必要な事項」については具体例を教えてください。	議会運営の自律性とは、地方自治法の制度構造に基づく、議会の本来的な権能の部分です。「執行機関（市長部局）から独立して、議会自身がその運営ルール・手続・活動方針を主体的に決定できる状態」を意味するものとして整理しています。 「実務上必要な事項」とは、議会運営を適切に進めるために、具体的な手続や役割分担を規程や確認事項として整理し、議会報告会の運用につきましても、広報広聴委員会規程において、実施に必要な事項を定めており、これらが「実務上必要な事項」に該当いたします。このような実務的な整理を行うことにより、議会活動を円滑に進めることを目的として、委任を定めています。

※本条例（原案）に対するご意見以外のものは省略させていただいております。